

改正案

現行

<p>（特別な関係）</p> <p>第一条 銀行法（以下「法」という。）<u>第三条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係は、三親等以内の親族関係とする。</u></p> <p>（外国銀行に係る特殊関係者）</p> <p>第一条の二 法第四条第三項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者（第三号から第五号までに掲げる者については、銀行業の免許を申請した者の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）とする。</p> <p>一七（略）</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第四条 法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該銀行の子会社（法第一条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。）<u>、当該銀行を子会社とする銀行持株会社（法第二十一条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）又は当該銀行持株会社の子会社でない場合の次に掲げる者（当該銀行、当該銀行</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（外国銀行に係る特殊関係者）</p> <p>第一条 銀行法（以下「法」という。）<u>第四条第三項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者（第三号から第五号までに掲げる者については、銀行業の免許を申請した者の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）とする。</u></p> <p>一七（略）</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第四条 法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該銀行の子会社（法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。）<u>、当該銀行を子会社とする銀行持株会社（法第二十一条第一項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）又は当該銀行持株会社の子会社でない場合の次に掲げる者（当該銀行、当該銀行の</u></p>
---	--

の子会社、当該銀行を子会社とする銀行持株会社及び当該銀行持株  
会社の子会社を除く。第七項及び第十項において「受信合算対象者  
」とす。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ〜ハ (略)

二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権  
(法第二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同  
じ。)の百分の五十を超える議決権(同項に規定する議決権を  
いう。以下同じ。)を保有するもの

ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社  
の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの

ヘ 二又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を  
超える議決権を保有する会社(当該同一人自身及びロに掲げる  
会社に該当するものを除く。)及び当該会社の子会社

ト 当該同一人自身又はイからハまで若しくはへに掲げる会社(第  
三項において「合算会社」という。)及び二又はホに掲げる  
者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有  
する他の会社(イからハまで又はへに掲げる会社に該当するもの  
を除く。)

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

子会社、当該銀行を子会社とする銀行持株会社及び当該銀行持株  
会社の子会社を除く。第七項及び第十項において「受信合算対象者」  
とす。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ〜ハ (略)

二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の発行済株式の総数  
等(法第二条第六項に規定する発行済株式の総数等をいう。以  
下同じ。)の百分の五十を超える数又は額の株式等(法第二条  
第七項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。)を  
所有するもの

ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社  
の発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等  
を所有するもの

ヘ 二又はホに掲げる者がその発行済株式の総数等の百分の五十  
を超える数又は額の株式等を所有する会社(当該同一人自身及  
びロに掲げる会社に該当するものを除く。)及び当該会社の子  
会社

ト 当該同一人自身又はイ、ロ、ハ若しくはへに掲げる会社(第  
三項において「合算会社」という。)及び二又はホに掲げる者  
がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株  
式等を所有する他の会社(イ、ロ、ハ又はへに掲げる会社に該  
当するものを除く。)

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（以下この項及び第三項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

2 法第十二条第十一項の規定は、前項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権について準用する。

3・4 (略)

5 法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分とする。

一 法第十三条第一項本文に規定する同一人（第三号、第七項及び第十項において「同一人」という。）に対する信用の供与等（第三号に掲げる信用の供与等を除く。）

二 同一人自身に対する信用の供与等（第四号に掲げる信用の供与等を除く。）

三 当該銀行の主要株主基準値（法第二条第九項に規定する主要株主基準値をいう。以下同じ。）以上の数の議決権を保有する銀行主要株主（同条第十項に規定する銀行主要株主をいう。以下同じ）

イ 当該同一人自身がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する会社（以下この項及び第三項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

2 法第九条第九項の規定は、前項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が所有し、又は所有される株式等について準用する。

3・4 (略)

5 法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分とする。

一 法第十三条第一項本文に規定する同一人（第七項及び第十項において「同一人」という。）に対する信用の供与等

二 同一人自身に対する信用の供与等

(新設)

<p>一人に対する信用の供与等</p>	<p>(新設)</p>
<p>四 当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する銀行主要株主に対する信用の供与等</p>	<p>(新設)</p>
<p>6 法第十三条第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p>	<p>6 法第十三条第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p>
<p>一 前項第一号に掲げる信用の供与等</p>	<p>一 前項第一号に掲げる信用の供与等</p>
<p>二 前項第二号に掲げる信用の供与等</p>	<p>二 前項第二号に掲げる信用の供与等</p>
<p>三 前項第三号に掲げる信用の供与等</p>	<p>(新設)</p>
<p>四 前項第四号に掲げる信用の供与等</p>	<p>(新設)</p>
<p>7・8 (略)</p>	<p>7・8 (略)</p>
<p>9 法第十三条第二項前段に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p>	<p>9 法第十三条第二項前段に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p>
<p>一 前項において準用する第五項第一号に掲げる信用の供与等</p>	<p>一 前項において準用する第五項第一号に掲げる信用の供与等</p>
<p>二 前項において準用する第五項第二号に掲げる信用の供与等</p>	<p>二 前項において準用する第五項第二号に掲げる信用の供与等</p>
<p>三 前項において準用する第五項第三号に掲げる信用の供与等</p>	<p>(新設)</p>
<p>四 前項において準用する第五項第四号に掲げる信用の供与等</p>	<p>(新設)</p>
<p>10・11 (略)</p>	<p>10・11 (略)</p>

(銀行の特定関係者)

第四条の二 法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該銀行の子会社

二 当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する銀行主要株主

三 当該銀行を子会社とする銀行持株会社

四 前号に掲げる銀行持株会社の子会社(当該銀行及び第一号に掲げる会社を除く。)

五 当該銀行の子法人等(第一号に掲げる会社を除く。)

六 当該銀行を子法人等とする親法人等(第二号に掲げる銀行主要株主及び第三号に掲げる銀行持株会社を除く。)

七 当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等(当該銀行及び前各号に掲げるものを除く。)

八 当該銀行の関連法人等

九 当該銀行を子法人等とする親法人等の関連法人等(前号に掲げる関連法人等を除く。)

十 当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する銀行主要株主のうちその保有する当該銀行に係る議決権が当該銀行の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの(個人に限る。以下この号において「特定個人銀行主要株主」という。)(がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを

(銀行の特定関係者)

第四条の二 法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該銀行の子会社

(新設)

二 当該銀行を子会社とする銀行持株会社

三 前号に掲げる銀行持株会社の子会社(当該銀行及び第一号に掲げる会社を除く。)

四 当該銀行の子法人等(第一号に掲げる会社を除く。)

五 当該銀行を子法人等とする親法人等(第二号に掲げる銀行持株会社を除く。)

六 当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等(当該銀行及び前各号に掲げるものを除く。)

七 当該銀行の関連法人等

八 当該銀行を子法人等とする親法人等の関連法人等(前号に掲げる関連法人等を除く。)

(新設)

含む。以下この号において「法人等」という。）（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）及び当該特定個人銀行主要株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権を保有する法人等

2・3 (略)

(外国銀行支店に関する読替え)

第九条 法第四十七条第三項の規定による外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第二項第一号	申請した者	申請した者及びその申請に係る <u>第四十七条第二項に規定する外国銀行支店</u>
第四条第三項	外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（その者と政令で定める特殊の関係のある者を含む）	第四十七条第一項に規定する外国銀行に <u>より銀行業の免許の申請があつたときは</u>

2・3 (略)

(外国銀行支店に関する読替え)

第九条 法第四十七条第三項の規定による外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第二項第一号	申請した者	申請した者及びその申請に係る <u>支店又は代理店</u>
第四条第三項	外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（その者と政令で定める特殊の関係のある者を含む）	第四十七条第一項に規定する外国銀行に <u>より銀行業の免許の申請があつたときは</u>

	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>
	<p>(削除)</p>	<p>外国銀行等の</p>
	<p>外国銀行(当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。)</p>	<p>むものとし、銀行等を除く。以下この項において「外国銀行等」という。)をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の総株主の議決権に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える議決権を適法に保有しているときは</p>

<p>第八条</p>	<p>支店その他の</p>	<p>外国銀行等の</p>
	<p>その</p>	<p>外国銀行(当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。)</p>
	<p>外国銀行(当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。)</p>	<p>むものとし、銀行等を除く。以下この項において「外国銀行等」という。)をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の発行済株式の総数に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える株式を適法に保有しているときは</p>

<p>第三十七条第一項第一号</p>	<p>(略)</p>	<p>第十三条の二本文</p>	<p>(略)</p>
<p>銀行業の廃止に係る定款の変更についての株主総会の決議</p>	<p>(略)</p>	<p>その特定関係者(当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。))その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。</p> <p>。又はその特定関係者の顧客</p>	<p>(略)</p>
<p>第四十七条第二項に規定する外国銀行支店に係る銀行業の廃止(第四十九条第一</p>	<p>(略)</p>	<p>当該外国銀行支店と政令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「特殊関係者」という。)</p> <p>又は当該特殊関係者の顧客</p>	<p>(略)</p>

<p>第三十七条第一項第一号</p>	<p>(略)</p>	<p>第十三条の二本文</p>	<p>(略)</p>
<p>銀行業の廃止に係る定款の変更についての株主総会の決議</p>	<p>(略)</p>	<p>その特定関係者(当該銀行の子会社、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。))その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)</p> <p>又はその特定関係者の顧客</p>	<p>(略)</p>
<p>第四十七条第二項に規定する外国銀行支店に係る銀行業の廃止(第四十九条第四</p>	<p>(略)</p>	<p>当該外国銀行支店と政令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「特殊関係者」という。)</p> <p>又は当該特殊関係者の顧客</p>	<p>(略)</p>

(略)	(略)	項第四号に該当する 場合を除く。)
-----	-----	----------------------

(外国銀行の免許に係る特例)

第十条 (略)

(外国銀行の免許に係る特殊関係者)

第十一条 第九条の規定により読み替えられた法第四条第三項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、第一条の二の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

一 四 (略)

第十二条 削除

(略)	(略)	号に該当する場合を 除く。)
-----	-----	-------------------

(外国銀行支店の免許に係る特例)

第十条 (略)

(外国銀行支店の免許に係る特殊関係者)

第十一条 第九条の規定により読み替えられた法第四条第三項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、第一条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

一 四 (略)

(外国銀行支店の同一人に対する信用の供与等に関する特例)

第十二条 外国銀行が複数の法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けている場合における当該免許に係る外国銀行支店に対する第九条の規定により読み替えられた法第十三条第一項、第三項及び第五項の規定の適用については、当該免許に係るすべての外国銀行支店の同一人に対する信用の供与等を合算したものを当該外国銀行支店に係るこれらの規定に規定する同一人に対する信用の供与等とみなす。

(外国銀行支店の利益準備金の積立てに関する特例)

第十三条 (略)

2 (略)

(削除)

(外国銀行支店の利益準備金の積立てに関する特例)

第十三条 (略)

2 (略)

3 外国銀行が複数の法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けている場合において、金融庁長官の承認を受けたときは、当該免許に係るすべての外国銀行支店を一の外国銀行支店とみなして、第九条の規定により読み替えられた法第十八条第一項及び前二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定による利益準備金の積立ては、当該免許に係る外国銀行支店のうち金融庁長官の指定する外国銀行支店においてするものとする。

(外国銀行支店の業務報告書等の提出に関する特例)

第十三条の二 外国銀行が複数の法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けている場合には、当該免許に係る外国銀行支店の法第十九条第一項に規定する中間業務報告書及び業務報告書は、当該免許に係る外国銀行支店の全部につき連結して記載したものとすることができる。

(削除)

(資料の提出等を求めることができる外国銀行支店に係る特殊関係者)

者

第十四条 法第四十八条に規定する政令で定める特殊の関係のある者

は、第一条の二第一号から第五号までに掲げる者とする。

(外国銀行支店の貸借対照表等の公告に関する特例)

第十四条 外国銀行が複数の法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けている場合には、当該免許に係る外国銀行支店の法第二十条第

(国及び地方公共団体に準ずる法人)

第十五条 法第五十二条の二第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金
- 二 簡易保険福祉事業団
- 三 預金保険機構
- 四 農水産業協同組合貯金保険機構
- 五 保険業法(平成七年法律第百五号)第二百五十九条に規定する  
保険契約者保護機構
- 六 年金資金運用基金
- 七 銀行等保有株式取得機構
- 八 外国政府

(届出期間に算入しない休日)

第十五条の二 法第五十二条の二第一項に規定する政令で定める休日

は、行政機関の休日に関する法律(昭和六十二年法律第九十一号)

第一条第一項各号に掲げる日(日曜日を除く。)とする。

(短期大量譲渡の基準)

一項に規定する貸借対照表及び損益計算書は、当該免許に係る外国銀行支店の全部につき連結して記載したものとすることができる。

(外国銀行支店の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧に関する特例)

第十五条 外国銀行が複数の法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けている場合には、当該免許に係る外国銀行支店の法第二十一条第一項に規定する説明書類は、当該免許に係る外国銀行支店の全部につき連結して記載したものとすることができる。

(新設)

第十五条の三 法第五十二条の三第二項に規定する短期的に大量の議

(新設)

決権を譲渡したものと政令で定める基準は、同項の変更報告書に記載すべき変更後の議決権保有割合(法第五十二条の二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この条において同じ。)  
一 当該変更報告書に係る銀行議決権保有届出書(法第五十二条の二第一項又は第五十二条の四第一項に規定する銀行議決権保有届出書をいう。)  
二 又は当該銀行議決権保有届出書に係る他の変更報告書(法第五十二条の三第一項又は第五十二条の四第二項に規定する変更報告書をいう。)  
三 に記載された又は記載されるべきであつた議決権保有割合(当該変更後の議決権保有割合の計算の基礎となつた日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするもの及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもので当該六十日前の日に最も近い日を計算の基礎とするものに限る。)  
四 のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いものより百分の五を超えて減少したことをする。

(法第五十二条の九第一項の認可を要する取引又は行為)

第十五条の四 法第五十二条の九第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

(新設)

一 当該株主にならうとする者による銀行以外の会社等(法第三条の二第一項第一号に規定する会社等をいう。)  
二 議決権の取得(担保権の実行に於ける株式等の取得その他の内閣府令で定める事由に於けるものを除く。)

二 当該株主となる者（会社に限る。以下この条において「当該会社」という。）を当事者とする合併で当該合併後も当該会社が存続するもの

三 当該会社を当事者とする分割（当該分割により営業の一部を承継させるものに限る。）

四 当該会社による営業の一部の譲渡

（外国銀行主要株主に関する読替え）

第十六条 法第五十二条の十六の規定による外国銀行主要株主（同条に規定する外国銀行主要株主をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十五条	取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人	取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人又はこれらに類する職にある者

（資料の提出等を求めることができる外国銀行支店に係る特殊関係者）

第十六条 法第四十八条第二項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、第一条第一号から第五号までに掲げる者とする。

(法第五十二条の十七第一項の認可を要する取引又は行為)

第十六条の二 法第五十二条の十七第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

- 一 当該会社又はその子会社による銀行以外の会社の議決権の取得(担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 四 (略)

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第十六条の二の二 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。第三項において「同一人自身」という。)が当該銀行持株会社の子会社でない場合の第四条第一項各号に掲げる者(当該銀行持株会社及びその子会社を除く。第五項において準用する第四条第十項において「受信合算対象者」という。)とする。

2 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する信用の供与又は出資として政令で定めるものは、第四条第四項各号に掲げるものとする。

3 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等という。以下この条において同じ。)の区分とする。

- 一 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する同一人に対する信用の

(法第五十二条の二第一項の認可を要する取引又は行為)

第十六条の二 法第五十二条の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

- 一 当該会社又はその子会社による銀行以外の会社の株式等の取得(担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 四 (略)

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第十六条の二の二 法第五十二条の六第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。第三項において「同一人自身」という。)が当該銀行持株会社の子会社でない場合の第四条第一項各号に掲げる者(当該銀行持株会社及びその子会社を除く。第五項において準用する第四条第十項において「受信合算対象者」という。)とする。

2 法第五十二条の六第一項本文に規定する信用の供与又は出資として政令で定めるものは、第四条第四項各号に掲げるものとする。

3 法第五十二条の六第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等という。以下この条において同じ。)の区分とする。

- 一 法第五十二条の六第一項本文に規定する同一人に対する信用の

用の供与等

- 二 同一人自身に対する信用の供与等
- 4 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。
  - 一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十
  - 二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五
- 5 第四条第十項の規定は、法第五十二条の二十二第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由について準用する。この場合において、第四条第十項第一号中「及びその子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等）」をいう。以下この項において同じ。  
（ ）又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等）をいう。以下この項において同じ。」と、「法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）とあるのは、「同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額」（以下この項において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」という。）と、同項第二号から第四号までの規定中、「及びその子会社等又はその子会社等」とあるのは、「又はその子会社等」と、「合算信用供与等限度額」とあるのは、「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」と読み替えるものとする。
- 6 法第五十二条の二十二第二項に規定する政令で定める信用の供与等は、第四条第十一項各号に掲げる法人に対する信用の供与等（政

供与等

- 二 同一人自身に対する信用の供与等
- 4 法第五十二条の六第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。
  - 一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十
  - 二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五
- 5 第四条第十項の規定は、法第五十二条の六第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由について準用する。この場合において、第四条第十項第一号中「及びその子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等）」をいう。以下この項において同じ。  
（ ）又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等（法第五十二条の六第一項本文に規定する子会社等）をいう。以下この項において同じ。」と、「法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）とあるのは、「同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額」（以下この項において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」という。）と、同項第二号から第四号までの規定中、「及びその子会社等又はその子会社等」とあるのは、「又はその子会社等」と、「合算信用供与等限度額」とあるのは、「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」と読み替えるものとする。
- 6 法第五十二条の六第二項に規定する政令で定める信用の供与等は、第四条第十一項各号に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が

府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。  
）とする。

（銀行持株会社に係る分割で金融庁長官の認可を要しないもの）

第十六条の二の三 法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる分割（当該分割により営業の一部を承継させ、又は承継するものに限る。以下この条において同じ。）とする。

一・二 （略）

2 （略）

（銀行持株会社に係る営業の譲渡又は譲受けで金融庁長官の認可を要しないもの）

第十六条の三 法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる営業の譲渡又は譲受けとする。

一・二 （略）

2 （略）

（銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）

第十六条の四 法第五十二条の二十において準用する法第五十二条の十六の規定による銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（以下「銀行を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替え

元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

（銀行持株会社に係る分割で金融庁長官の認可を要しないもの）

第十六条の二の三 法第五十二条の十九第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる分割（当該分割により営業の一部を承継させ、又は承継するものに限る。以下この条において同じ。）とする。

一・二 （略）

2 （略）

（銀行持株会社に係る営業の譲渡又は譲受けで金融庁長官の認可を要しないもの）

第十六条の三 法第五十二条の十九第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる営業の譲渡又は譲受けとする。

一・二 （略）

2 （略）

（銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）

第十六条の四 法第五十二条の二十の規定による銀行を子会社とする外国の持株会社（同条に規定する銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

は、次の表のとおりとする。

第五十二条の十八第一項第二号	自己資本	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の十九の見出し及び同条第一項	取締役			取締役又はこれに類する職にある者
第五十二条の二十一第一項及び第四項	自己資本の純合計額			自己資本の純合計額又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの
第五十二条の二十五、第五十二条の三十三第二項	自己資本			自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの

第五十二条の三第一項第二号	自己資本	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の四の見出し及び同条第一項	取締役			取締役又はこれに類する職にある者
第五十二条の六第一項及び第四項	自己資本の純合計額			自己資本の純合計額又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの
第五十二条の九、第五十二条の十七第二項	自己資本			自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの

第五十二條の三十四		第一項	定款	定款若しくはこれに準ずる定め
(略)	(略)	取締役若しくは監査役	取締役若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者	(略)

(外国の特定持株会社に係る届出の期限に関する特例)

第十六条の五 法第五十二條の十七第二項に規定する特定持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該銀行を子会社とする外国の持株会社は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する事由の生じた日の属する営業年度経過後六月以内に、同項に規定する事項を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、その本国(当該銀行を子会社とする外国の持株会社の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。)の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行その他の正当な事由により、当該六月以内にその届出をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長することができる。

(外国所在銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告に関する特例)

第五十二條の十八第		一項	定款	定款若しくはこれに準ずる定め
(略)	(略)	取締役若しくは監査役	取締役若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者	(略)

(外国の特定持株会社に係る届出の期限に関する特例)

第十六条の五 法第五十二條の二第二項に規定する特定持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該銀行を子会社とする外国の持株会社は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する事由の生じた日の属する営業年度経過後六月以内に、同項に規定する事項を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、その本国(当該銀行を子会社とする外国の持株会社の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。)の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行その他の正当な事由により、当該六月以内にその届出をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長することができる。

(外国所在銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告に関する特例)

第十六条の六 外国所在銀行持株会社（銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。）に係る法第五十二条の二十八の規定の適用については、同条中「三月以内」とあるのは、「六月以内」とする。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第十七条 法第五十九条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の規定による認可

四 法第五十二条の三十四第一項の規定による法第五十二条の十七

第一項及び第三項ただし書の認可の取消し

五 法第五十六条（第二号及び第六号に係る部分に限る。）の規定による告示

六 法第五十七条の三（第一号、第二号）（法第五十二条の十七第一

項及び第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。）、

第四号及び第五号）（法第五十二条の三十四第一項の規定による法

第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の認可の取消しに係

る部分に限る。）に係る部分に限る。（ ）の規定による通知

（財務局長等への権限の委任）

第十六条の六 外国所在銀行持株会社（銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第五十二条の二第二項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。）に係る法第五十二条の十二の規定の適用については、同条中「三月以内」とあるのは、「六月以内」とする。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第十七条 法第五十九条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 法第五十二条の二第二項及び第三項ただし書の規定による認可

四 法第五十二条の十八第一項の規定による法第五十二条の二第一

項及び第三項ただし書の認可の取消し

五 法第五十六条（第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による告示

六 法第五十七条の三（第一号、第二号）（法第五十二条の二第一項

及び第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。）、第

四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による通知

（財務局長等への権限の委任）

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（主たる外国銀行支店（法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条第二項、第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書、第二十条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）並びに第三十条第二項（分割（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）により営業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）、第三十条第三項（営業の一部の譲渡又は譲受け（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）、第三十条第四項ただし書（事業の一部の譲受け（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）及び第四十七条の二の規定による認可及び承認

二 四（略）

五 法第八条第一項、第十六条第一項、第四十九条第一項及び第二

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（外国銀行支店を含む。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条、第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書、第二十条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）並びに第三十条第二項（分割（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）により営業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）、第三十条第三項（営業の一部の譲渡又は譲受け（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）及び第三十条第四項ただし書（事業の一部の譲受け（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）の規定による認可及び承認

二 四（略）

五 法第十六条第一項、第四十九条及び第五十三条第一項の規定に

項並びに第五十三條第一項の規定による届出の受理並びに法第九條第一項及び第二項の規定による書類の受理

六 法第二十四條第一項及び第二項並びに第四十八條の規定による報告及び資料の提出の命令

七 法第二十五條第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

八 法第二十六條第一項、第五十二條の十四第二項及び第五十二條の三十三第三項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。)

2 前項第六号及び第七号に掲げる権限で銀行の本店以外の営業所その他の施設(代理店の営業所その他の施設及び従たる外国銀行支店を含む。)(法第四十七條第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。)(を( )に關するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3~5 (略)

第十七條の二の二 次に掲げる長官権限は、銀行議決権大量保有者(

法第五十二條の二第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。

以下この条において同じ。)(の主たる事務所(個人の場合にあつては、その住所又は居所)(以下この条及び次条において「主たる事務所等」という。)(の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福

よる届出の受理並びに法第十九條第一項及び第二項の規定による書類の受理

六 法第二十四條第一項及び第二項並びに第四十八條第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

七 法第二十五條第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

(新設)

2 前項第六号及び第七号に掲げる権限で銀行の本店以外の営業所その他の施設(代理店の営業所その他の施設を含む。)(又はその子会社(以下この条において「支店等」という。)(に關するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3~5 (略)

(新設)

岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長に委任する。ただし、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五十二条の二第一項、第五十二条の三第一項、第三項及び第四項並びに第五十二条の四第一項及び第二項の規定による書類又は届出の受理

二 法第五十二条の五及び第五十二条の六の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三 法第五十二条の七の規定による報告及び資料の提出の命令

四 法第五十二条の八第一項の規定による質問及び立入検査

2| 前項第三号及び第四号に掲げる権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、銀行議決権大量保有者に係る銀行又は銀行持株会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3| 第一項第三号及び第四号に掲げる権限で銀行議決権大量保有者の主たる事務所等以外の事務所その他の施設（以下この項及び次条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4| 銀行議決権大量保有者（外国人又は外国法人であるものに限る。

以下この項において同じ。）で国内に事務所その他の施設を有するものについては国内における主たる事務所等を主たる事務所等と、銀行議決権大量保有者で国内に事務所その他の施設を有しないものについては主たる事務所等が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前各項の規定を適用する。

第十七条の二三 法第五十二条の九第三項及び第五十三条第二項の

規定による届出の受理は、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつた者が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又は保有者であつた銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

2| 前条第一項第一号及び第二号に掲げる長官権限であつて前項の保有者及び保有者であつた者に係るもの（前項の届出の受理に係る銀行に関するものに限る。）については、同条第一項の規定にかかわらず、前項の規定を適用する。

3| 次に掲げる長官権限は、銀行主要株主の主たる事務所等又は銀行主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことである。

― 法第五十二条の十一の規定による報告及び資料の提出の命令

（新設）

二 法第五十二条の十二第一項の規定による質問及び立入検査

4| 前項各号に掲げる権限で銀行主要株主の従たる事務所等に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5| 前四項の規定は、第一項及び第二項に定める長官権限並びに第三項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

6| 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

7| 銀行主要株主（外国人又は外国法人であるもの）に限り、銀行主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であつた者を含む。以下この項において同じ。）で国内に事務所その他の施設を有するものについては国内における主たる事務所等を主たる事務所等と、銀行主要株主で国内に事務所その他の施設を有しないものについては主たる事務所等が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前各項の規定を適用する。

第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社（法第十二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。）又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の

第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社（法第十二条第十項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。）又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管

管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長に委任する。

- 一 法第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十一第一項ただし書、第五十二条の二十八ただし書、第五十二条の三十五第二項（分割）（法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）により営業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）及び第五十二条の三十五第三項（営業の一部の譲渡又は譲受け）（法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）の規定並びに第十六条の五ただし書の規定による認可及び承認
  - 二 前号に掲げる認可に係る法第五十五条第一項ただし書の規定による承認
  - 三 法第五十四条第一項の規定による前二号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更
  - 四 法第五十二条の十七第二項及び第四項並びに第五十二条第三項の規定並びに第十六条の五の規定による届出の受理並びに法第五十二条の二十七第一項の規定による書類の受理
- 2 次に掲げる長官権限は、銀行持株会社の主たる事務所又は当該銀行持株会社の子会社である銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 一 法第五十二条の三十一第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長に委任する。

- 一 法第五十二条の四第一項、第五十二条の六第一項ただし書、第五十二条の十一ただし書、第五十二条の十九第二項（分割）（法第五十二条の七第三項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）により営業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。）及び第五十二条の十九第三項（営業の一部の譲渡又は譲受け）（法第五十二条の七第三項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）の規定並びに第十六条の五ただし書の規定による認可及び承認
  - 二 前号に掲げる認可に係る法第五十五条第一項ただし書の規定による承認
  - 三 法第五十四条第一項の規定による前二号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更
  - 四 法第五十二条の十二第二項及び第四項並びに第五十二条第三項の規定並びに第十六条の五の規定による届出の受理並びに法第五十二条の十一第一項の規定による書類の受理
- 2 次に掲げる長官権限は、銀行持株会社の主たる事務所又は当該銀行持株会社の子会社である銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 一 法第五十二条の十五第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

二 法第五十二條の三十二第一項及び第二項の規定による質問及び  
立入検査  
3  
6 (略)

二 法第五十二條の十六第一項及び第二項の規定による質問及び立  
入検査  
3  
6 (略)